

## みどり市温泉施設整備事業基本計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル募集要項

### 1. 趣旨

この要項は、みどり市（以下「本市」という。）が新たな温泉施設を整備するため、施設の基本的な計画内容を取りまとめることを目的とし、最も優れた企画提案を行った者を受託候補者として選定するためのプロポーザル実施に関し、必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

みどり市温泉施設整備事業基本計画策定支援業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「みどり市温泉施設整備事業基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の翌日から令和4年3月22日（火）まで

#### (4) 履行場所

みどり市内

#### (5) 提案上限額

金11,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※ 上限額は、予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものである。

### 3. 業務スケジュール（予定）

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| (1) 公募開始の公告      | 令和3年6月22日（火） |
| (2) 質疑の受付締切      | 令和3年6月30日（水） |
| (3) 質疑の回答期限      | 令和3年7月 2日（金） |
| (4) 参加申込書の提出期限   | 令和3年7月 6日（火） |
| (5) 参加資格確認結果送付期限 | 令和3年7月12日（月） |
| (6) 業務提案書の提出期限   | 令和3年7月20日（火） |
| (7) 選定委員会による審査   | 令和3年7月27日（火） |
| (8) 審査結果の通知      | 令和3年7月29日（木） |
| (9) 契約締結         | 令和3年8月 2日（月） |

### 4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で、次の各号にも該当しない者であること。

- ア 契約締結日において、みどり市請負業者等指名停止措置要綱（平成 18 年 3 月 27 日告示第 13 号）に規定する指名停止期間中の者。
- イ みどり市暴力団排除条例（平成 24 年 6 月 29 日条例第 12 号）第 2 条各号に定める暴力団員又は暴力団並びに暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- ウ 6. 業務提案書の提出（4）提出書類に定めるア業務提案書提出日前 6 か月以内に手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者。
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをした者。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がされていない者。
- キ 群馬県内に本店又は営業所等を有する者にあつては、群馬県税を完納していない者。
- ク みどり市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、みどり市税（延滞金を含む）を完納していない者。
- ケ みどり市内に本店又は営業所等を有する者で個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者。
- (2) 測量、建設コンサルタント業務等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格等（平成 18 年 3 月 27 日告示第 17 号）に定める、競争入札に参加するために必要な資格を有すると認定された者、若しくはみどり市が発注する物品の製造等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格等（平成 18 年 3 月 27 日告示第 18 号）に定める、競争入札に参加することができる者と認められた者であること。
- (3) 管理技術者(※1)は、以下に示す本業務と同種(※2)・類似業務(※3)の実績をいずれか 1 件以上有していなければならない。その際、管理技術者(※1)としての実績を有していることまでは問わない。
- ※1 管理技術者は、いずれも業務提案書提出者の組織と 3 か月以上の直接の雇用関係にある者（役員である者も含む。）に限ることとする。
  - ※2 同種とは、平成 23 年度以降、官公庁が発注する温泉施設整備に関する基本計画業務
  - ※3 類似とは平成 23 年度以降、その他の公共施設に関する基本計画業務

## 5. 参加手続

### (1) 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり申込を行うこと。

ア 申込期限

令和3年7月6日(火)午後5時必着

イ 申込場所

〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地  
みどり市保健福祉部社会福祉課

ウ 申込方法

上記提出場所へ持参又は郵送

エ 申込書類

① 参加申込書(様式第1号)

② 会社概要書(様式第2号)

③ 業績実績書(様式第3号)

ア 平成23年度以降の官公庁からの受注実績のうち、本業務と同種(P.2※2)・類似業務(P.2※3)を記載すること。

イ 業績実績書に記載した業務の契約書の写しを添付すること。

④ 業務体制表(様式第4号)

ア 契約締結後における業務の実施体制(管理技術者(P.2※1)、担当技術者の氏名、経験及び担当する業務等)について記載すること。

⑤ 各技術者実績書(様式第5号-1、5号-2)

ア 業務体制表に記載した各技術者について記載すること。

イ 平成23年度以降の官公庁からの受注実績のうち、各技術者が従事した本業務と同種(P.2※2)・類似業務(P.2※3)を記載すること。

ウ 各技術者の資格証明書を記載すること。

(2) 質問の受付及び回答

申込期間内は、本募集要項及び仕様書等の不明な点について質問を電子メールにより事務局へ提出し、受信確認を行うこと。

ア 質問方法

電子メールのみ。(提出先: shakai@city.midori.lg.jp)

イ 提出書類

質問書(様式第6号)

ウ 提出期限

令和3年6月30日(水)午後5時まで

エ 回答方法

質問に対する回答の最終期限は、令和3年7月2日(金)とし、随時みどり市ホームページにて公開し、回答については、本募集要項の追加又は修正とみなす。

(3) 参加資格確認

参加申込を確認し、業務提案書提出の可否について、令和3年7月12日(月)までに書面にて通知するとともに、事務局から電話により連絡する。

## 6. 業務提案書の提出

参加を認められた者は、次のとおり業務提案書を提出すること。

提出部数は、正本を1部、副本を10部作成し、製本は容易に分離散逸しないようバインダーなどを利用し、電子データを記録したCD-ROM等の電子媒体（Word及びExcel、PDFに変換したもの）を提出すること。

### (1) 受付期間

参加通知を受け取った日から20日(火)午後5時必着

### (2) 提出場所

〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地  
みどり市保健福祉部社会福祉課

### (3) 提出方法

上記提出場所へ持参又は郵送。持参の場合は、閉庁日を除く9時から17時までに事務局へ直接提出すること。郵送の場合は、封筒に「業務提案書在中」の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、提出期限までに事務局へ到達するように提出すること。

### (4) 提出書類

ア 業務提案提出書（様式第7号）

イ 業務提案書（任意様式）

ウ 見積書（任意様式）

① 具体的な積算内訳を記載すること。

② 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

### (5) 作成上の留意点

ア 原則、A4版用紙、横書きとすること。

イ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

ウ 業務提案書は表紙、目次を除き、片面印刷とし、20ページ以内とすること。

エ 業務提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

オ 業務提案書の下段余白中央にページ毎にページ番号を付けること。

カ 業務提案書の表紙には、タイトル「みどり市温泉施設整備事業基本計画策定支援業務委託」、提出年月日を記載し、会社名・会社印・代表者名・代表者印を記名押印すること。

キ 業務提案書は、会社名、商標等企業名が特定できる情報は記入しないこと。

### (6) その他

ア 業務提案書は、1事業者につき1案とする。

- イ 提出期限後の業務提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- ウ 提出期限までに業務提案書が事務局に到達しない場合は、失格とする。
- エ 2.（5）に記載の提案上限額を超える業務提案は、無効とする。
- オ 選定された業務提案書等は、個人情報及び見積額を除き公表することがある。

## 7. 受託候補者の選定方法

### （1）選定方法

- ア みどり市温泉施設整備基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という）で業務提案書を審査して決定する。
- イ 審査はプレゼンテーション及びヒアリングにより採点を行い、最も評価が高い者を受託候補者に決定する。
- ウ 最も高い評価が同点の場合は、提案見積価格が低い者を優先受託候補者とする。
- エ その他、選定方法に定めない事項については、委員会の協議により決定する。

### （2）プレゼンテーション及びヒアリング

業務提案の内容確認や補足説明を受けるため、提案者によるプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを実施する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

- ① 開催日 令和3年7月27日(火) 13:30～
- ② 場 所 みどり市役所笠懸庁舎第2会議室  
※時間、場所等の詳細は、別途参加者に通知する。
- ③ 出席者 参加申込提出書類の業務体制表（様式第4号）に記載のある管理技術者（p.2※1）を含む3名以内

#### ④ 実施概要

- ア プレゼンテーション（説明）15分程度
- イ ヒアリング（委員会による質疑応答）10分程度
- ウ プレゼンテーション及びヒアリングは業務提案書に基づき実施し、パソコンは業務提案者が持参し、プロジェクター及びスクリーンは、本市が用意する。
- エ 参加事業者が多数の場合は、業務提案書の内容のみによる事前審査を行い、プレゼンテーションを実施する事業者を限定する場合がある。
- オ Web会議システムを用いて、オンラインによるプレゼンテーション及びヒアリングとする場合がある。

### （3）審査基準

#### 【技術評価】

#### ① 業務実績

過去10年間の同種（p.2※2）又は類似（p.2※3）する業務実績。

② 業務体制

本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材とその適正な配置。  
技術者の同種(P.2※2)又は類似(P.2※3)する業務実績や繁忙度による業務体制の能力。

③ 業務実施にあたっての基本的考え方

「業務方針、業務工程計画、業務課題及び提案」についての内容。  
業務を実施するうえでの課題に対する提案。

④ その他独自の提案

本業務にあたって、独自の提案。

⑤ 地域貢献

みどり市に対する貢献度。(みどり市内に本社または支店等を有し、市税に滞納がない。)

《配点》

項目		配分点	配分内訳		
			優	良	不可
① 業務実績		30	30	15	0
② 業務体制	配置	30	30	15	0
	能力	30	30	15	0
③ 業務実施にあたっての基本的考え方	提案内容	40	40	20	0
	課題への提案	30	30	15	0
④ その他独自の提案		30	30	15	0
⑤ 地域貢献		10	10	0	0
合計		200			

【価格評価】

《配点》 100点満点とする。

$$(1 - \text{見積価格} / \text{予定価格}) \times 100 = \text{価格評価点}$$

(4) 選考結果の発表及び通知

① 結果の通知

優先交渉権者並びに次点者の決定後速やかに参加者全員に結果を電子メールにて通知する。

② 結果の公表

優先交渉権者並びに次点者は参加者名及び点数を、それ以外の参加者は点数のみを、本業務委託契約締結後速やかにみどり市ホームページにて公表する。

③ 異議申し立て

審査を含む選考結果に関する異議申し立ては受け付けない。

8. 契約の締結

- (1) 受託候補者との協議を踏まえ、みどり市契約規則に基づき随意契約を締結する。  
なお、受託候補者と契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。
- (2) 業務提案提出書（様式第7号）の内容は、特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、そのまま実施することを担保するものでなく、業務内容及び業務委託料については、発注者及び受託候補者の協議の上、提案上限額の範囲内で変更する場合がある。
- (3) 仕様書は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において、変更を行う場合がある。
- (4) 本業務の契約は、みどり市の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間若しくは、業務委託料の変更が必要になった場合に限り、変更することができる。

9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルにかかる費用は、すべて参加者負担とします。
- (2) 本プロポーザルにかかる書類すべてについて、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 優先交渉権者及び次点者の決定後は、様式第1号から様式第7号、業務提案書や選考結果については、みどり市情報公開条例に基づき、原則として情報公開の対象となる。
- (4) 申込書類や提案書類に虚偽又は不正があった場合、その他提案者及びその関係者において、不法又は不正な行為があった場合には提案を無効とする。

10. 遵守事項

参加者は、下記の事項を遵守しなければならない。参加者が、下記の事項に違反したとき、又は選定委員会が不適正な行為をしたと認めたときは、失格とする。

- (1) プロポーザル実施において、公平な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合しないこと。
- (2) 契約の履行にあたり、品質若しくは数量について不正行為をしないこと。
- (3) 他の参加者に対し、直接又は間接に妨害しないこと。
- (4) みどり市財務規則及び関係法令等に違反しないこと。
- (5) 暴力団関係者を担当又は代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えないこと。
- (6) プロポーザルに参加する他の者と資本関係や役員の兼職がないこと。

## 1 1. 事務局

### 連絡先

群馬県みどり市笠懸町鹿 2 9 5 2 番地

みどり市役所保健福祉部社会福祉課 電子メール [shakai@city.midori.lg.jp](mailto:shakai@city.midori.lg.jp)

電話番号 0 2 7 7 - 7 6 - 0 9 7 5 (直通)